

# 「ゼミナール助成金」についての申し合わせ

2023年（令和5年）5月17日 甲南大学経済学会評議員会制定

## 第1条（目的）

ゼミナール活動を支援することを目的に、甲南大学経済学部において開講されるゼミナール毎に「ゼミナール助成金」を支給する。

## 第2条（助成対象）

当該年度に開講されるゼミナール（ゼミⅠ、ゼミⅡ、ゼミⅢ）に所属する学生が行う下記の活動を助成対象とする。

## 記

対象となる活動：①資料複写（印刷費・複写費）

②ゼミ名簿作成（印刷費・文具雑品費・郵便費）

③図書資料購入（図書費）

④ゼミ研修会の実施（会議室使用料・会議費－飲食代・レセプション代を含む）

⑤研究会参加（会費・交通費）

⑥企業等施設見学・体験学習（交通費・施設入場料・体験料）

⑦インタビュー・調査の実施（交通費・施設入場料・体験料）

⑧ゼミ合宿の実施（交通費・宿泊費－合宿での朝食・夕食代を含む）

⑨会合の開催（会議費－会場借料・飲食代を含む）

⑩ゼミコンパの開催（会場借料・飲食代）

⑪実験・アンケートの実施（物品費・印刷費・複写費・被験者および回答者への謝金・郵便費）

⑫研究成果発表（学会誌投稿料・学会参加費・交通費）

⑬その他、研究・教育に資する活動

### 第3条（助成金額）

当該年度に開講されるゼミナール毎の助成金額の上限は次の通りとする。

- ・ゼミⅠ（半期） 10,000円
- ・ゼミⅡ（通年） 20,000円
- ・ゼミⅢ（半期） 10,000円

### 第4条（助成期間）

第2条で挙げた活動が助成対象となる期間は、「前期」「後期」「通年」に期間を分け、当該年度にゼミナールが開講されている期間とする。ただし、「前期」は当該年度の4月1日から9月30日まで、「後期」は当該年度の9月1日から3月31日まで、「通年」は当該年度の4月1日から3月31日までとする。

### 第5条（支給および返金）

「ゼミナール助成金」は、ゼミナール担当教員の申請に基づき、当該ゼミナール担当教員に支給する。「ゼミナール助成金」を申請するゼミナール担当教員は、当該年度中（3月31日まで）に助成活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細、を提出するとともに、助成対象となる活動を行ったことを示す資料、または、使途報告書を「甲南大学経済学会事務局」に提出しなければならない。領収書は、日付、支払先名、住所、領収印、支払明細が明記されたものとする。クレジットカード明細、電子決済明細についても、日付、支払先名、金額が確認できるものとする。ただし、交通費については、阪急岡本駅またはJR摂津本山駅を起点として、目的地までの申告ルートに対応する運賃等を算出し、概算で支払いを行ったとすることも可能とする。申請し、事前に受け取った当該年度の助成金額のうち、助成対象となる活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細がないものについては、当該年度の3月31日までに「甲南大学経済学会事務局」に返金しなければならない。

### 第6条（改廃）

本申し合わせの改廃は、甲南大学経済学会評議員会の議を経て行う。